

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		卸売業者、売買参加者及び関連事業者以外の者に対する市場施設の使用許可
根拠条例・規則等名		さいたま市食肉中央卸売市場業務規程
条 項		第 6 3 条 第 2 項
所 管 部 課		経済局 農業政策部 食肉中央卸売市場・と畜場（電話：048-644-2929）
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	次に該当する場合は、使用を許可しない。 (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。 (2) 管理上支障があると認められるとき。 (3) その他市長が適当でないと認めるとき。
	設定等年月日	平成 1 3 年 5 月 1 日 設定 平成 年 月 日 最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	3 日
	設定等年月日	平成 1 3 年 5 月 1 日 設定 平成 年 月 日 最終改正
備 考		